

## 羽幌町空家等対策の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び羽幌町空家等対策の推進に関する条例（令和7年羽幌町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例において使用する用語の例による。

(特定空家等の認定及び取消しの通知)

第3条 法第2条第2項に規定する特定空家等に認定された空家等の所有者等に対する通知は、特定空家等認定通知書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 町長は、前項の通知書の交付を受けた所有者等が必要な措置を講じ、その状態が改善され、特定空家等に該当しなくなったと認めるときは、当該所有者等に対し特定空家等認定取消通知書（別記様式第2号）により通知を行うものとする。

(立入調査等)

第4条 法第9条第2項の規定による報告の徴収は、空家等に係る事項に関する報告徴収書（別記様式第3号）により行うものとする。

2 法第9条第3項及び条例第9条第3項の規定による通知は、立入調査通知書（別記様式第4号）により行うものとする。

3 法第9条第4項及び条例第9条第4項の規定による身分を示す証明書は、立入調査員証（別記様式第5号）とする。

(管理不全空家等の認定及び取消しの通知)

第5条 法第13条第1項に規定する管理不全空家等に認定された空家等の所有者等に対する通知は、管理不全空家等認定通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

2 町長は、前項の通知書の交付を受けた所有者等が必要な措置を講じ、その状態が改善され、管理不全空家等に該当しなくなったと認めるときは、当該所有者等に対し管理不全空家等認定取消通知書（別記様式第7号）により通知を行うものとする。

(勧告)

第6条 法第13条第2項の規定による勧告は、管理不全空家等勧告書（別記様式第8号）により行うものとする。

2 法第22条第2項の規定による勧告は、特定空家等勧告書（別記様式第9号）

により行うものとする。

(命令)

第7条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書（別記様式第10号）により行うものとする。

(命令に係る事前通知及び意見の聴取)

第8条 法第22条第4項の通知書は、命令に係る事前通知書（別記様式第11号）とする。

- 2 町長は、法第22条第7項の規定により意見聴取の期日及び場所を定めるときは、命令に係る事前通知に対する意見聴取の期日等の通知書（別記様式第12号）により通知を行うものとする。

(代執行)

第9条 法第22条第9項の規定による代執行を行う場合における行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（別記様式第13号）により行うものとする。

- 2 法第22条第9項の規定による代執行を行う場合における行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（別記様式第14号）により行うものとする。

- 3 法第22条第9項の規定による代執行を行う場合における行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（別記様式第15号）とする。

(公告の方法)

第10条 法第22条第7項及び第10項の規定による公告は、羽幌町公告式条例（昭和25年羽幌町条例第13号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他町長が適当と認める方法により行うものとする。

(標識)

第11条 法第22条第13項の標識の設置は、標識（別記様式第16号）により行うものとする。

(空家等対策協議会)

第12条 条例第6条の規定による協議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 協議会の委員（以下この条において「委員」という。）の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 協議会の会長（以下この条において「会長」という。）は、町から選出された委員をもって充てる。
- 5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 6 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

- 7 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。
- 8 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開き、議決をすることができない。
- 9 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 10 協議会の庶務は、町民課において処理する。

（緊急安全措置）

第13条 条例第7条第1項の規定による緊急安全措置は、次に掲げるものとする。

- (1) シート等での覆い
- (2) 防護ネットの設置
- (3) 危害等を及ぼすと認められる範囲の解体及び補修
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらと同程度の措置で町長が必要と認めるもの

2 条例第7条第2項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（別記様式第17号）により行うものとする。

（軽微な措置）

第14条 条例第8条の規定による規則に定める軽微な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 開放されている扉、窓その他の開口部の閉鎖
- (2) 立入りが禁止であることの表示又は近寄ることが危険であることの注意喚起の表示
- (3) 当該敷地外への飛散のおそれのある剥離した建築材等の移動
- (4) 屋根若しくは外壁又は柵、塀その他の敷地を囲む工作物の著しく破損した部分の簡易な養生
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらと同程度の措置で町長が必要と認めるもの

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
（羽幌町空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則の廃止）
- 2 羽幌町空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成28年羽幌町規則第9号）は、廃止する。